

御宿町議会基本条例

逐条解説

御宿町議会

前文

平成 12 年の地方分権一括法の施行以来、地方議会の役割は極めて広範囲にわたり、その責任の度合はこれまでに比較にならないほど重くなっている。

町民の意思を把握し、行政に反映させる町議会は、御宿町民（以下「町民」という。）の代表機関であり、町の意味決定機関である。

町政運営は、日本国憲法に基づく二元代表の下で、町長と議会は町民の負託を更に重く受け止めて活動し、町長は執行機関として、議会は合議制の議決機関として、それぞれの異なる特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。

そして、町長と議会は、緊張関係の下で論点及び争点を明確にし、御宿町にとって最良の意思を決定することで、町民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指していく使命が課せられている。

よって議会には、これまで以上に監視、調査、政策提言及び立法（条例）の機能強化が求められる。

さらに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層町民に開かれた議会を実現しなければならない。

議会はこの崇高な理念と目的を達成することを誓い、ここに御宿町議会基本条例を制定する。

【用語】

※「二元代表制」とは、地方自治体において首長（町長）と議員を、住民がともに直接選挙で選ぶ制度のこと。二元代表制の特徴は、首長（町長）、議会がともに住民を代表すること。

※「政策立案」とは、町政における課題解決など、その実現に必要な仕組みなどに関する条例案を、議会に提案すること。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、御宿町議会運営の最高規範として、議会における規範事項を定めることにより、議会がその機能を発揮し、町民の負託に応え、町政の発展及び町民福祉の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

この条例は、御宿町議会の規定の中で、最も上位に位置づけられる最高規範性について定めており、議会と議員の活動原則や議会運営に関する基本的事項を定め、それに従って議会が活動し、その役割や責務を果たすことにより、町政の発展と町民福祉の向上を目指すことを目的としています。

【用語】

※「規範」とは、てほん、模範、のっとるべき規則のこと。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 町民を代表する議事機関であることを常に自覚し、町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）において、適切な町政運営が行われているか、監視及び評価機能を果たすこと。
- (2) 政策立案及び政策提言に関する機能の強化に努めること。
- (3) 町民に対して公平性及び透明性を確保し、開かれた議会を実現するため、情報の公開及び発信に努めること。
- (4) 議会は、町民の多様な意見を的確に把握し、町政への反映させること。

【解説】

議会の活動について、4つの活動原則を定めています。

- (1) 議会は、二代表制の趣旨を踏まえて、町民を代表する議事機関として、町長等が適切な町政運営を行っているかどうか、議会が常に行政を監視・評価をしていくことを定めています。
- (2) 議会は、政策立案・提言等に関する機能の強化に努めることを定めています。
- (3) 議会は、町民に対して常に公正、透明といった信頼のおける議会運営を心掛け、開かれた議会を実現するために、情報公開や積極的な情報発信を行うことに努めることを定めています。
- (4) 議会は、あらゆる機会を通じて、町民の多様な意見を的確に把握して、町政に反映させることを定めています。

【用語】

※「議事機関」とは、条例の制定や町政運営の基本的な事項について審議し、決定する機関であり、いわゆる「議会」のこと。町的意思決定は、議会の議決により行われる。この「議決権」が、議会の権限の中で最も本質的なものであり、このように呼ばれる。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 公正な選挙を経て選出された、町民の代表としての自覚をもって活動すること。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (3) 町政に関する課題及び町民の意見や要望を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民全体としての福祉向上を目指すこと。

【解説】

町民の代表者である議員の活動について、3つの活動原則を定めています。

- 1 議員は、町民の代表としての自覚をもって町全体の町民福祉を増進することを念頭に置きながら活動することを定めています。
- 2 議会は、言葉で意思や意見を表明し、議論によって物事を決める場であることから、議員は、議員同士の自由な討議が重要であることを十分に認識し、議員間討議を中心とした会議等の運営に努めることを定めています。
- 3 議員は、町政全般に関する課題や町民の多様な意見を的確に把握するとともに、自己の能力、資質の向上に努め、特定の地域や一部の町民に限定することなく、「町民全体の福祉向上」の実現のために活動していくことを定めています。

【用語】

※「言論の府」とは、言葉で意思や意見を表明し、言論を尊重し、議論によって物事を決める場（議会）のことをいいます。

第3章 町民と議会との関係

(町民と議会との関係)

第4条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会(常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会をいう。以下同じ。)を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、請願及び陳情に対して誠実かつ適切に対応するものとし、その審査において必要に応じ請願者及び陳情者の意見を聞く機会を設けることができる。

【解説】

- 1 議会は、議会運営の状況や議論の経過、結果などの情報を、積極的に町民に公表し、共有することで、町民に対する説明責任を果たすことを定めています。
- 2 議会は、本会議を始め、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会について、これまで委員長の許可を得て傍聴することが可能でしたが、今後は原則公開とすることを定めています。(地方自治法第115条)
- 3 議会は、請願及び陳情を町民からの政策に対する貴重な提案として受け止め、提出者が直接説明を行うことができる機会を設けることができることを定めています。

【用語】

- ※ 請願とは、地域の身近な問題や町政に関すること等について、提案者が議会に要望を行える制度のことをいう。請願は、憲法により定められた国民の権利であり、提出に当たっては議員の紹介が必要となる。(地方自治法第124条)
- ※ 陳情とは、請願と同様に提案者が議会に要望を行える制度であるが、法律上の根拠がなく、議員の紹介は必要としない。

(議会報告会)

第5条 議会は、議会で行われた議案審議等の活動状況を町民に報告し、町政の諸課題に対処するため、町民との多様な意見を把握し、情報を交換するための、議会報告会を行うことができる。

【解説】

議会は、議案の審議の経過及び結果等の活動状況について、町民に対して十分に説明責任を果たすとともに、多様な町民の意見を積極的に把握していくことが、御宿町議会の改革において目指すべき姿であるため、議会が町民に対する説明責任を果たす機会や、議会と町民が意見を交換する機会を設けることを定めています。

議会報告会は、年に2回(予算説明、決算説明等)実施するよう努めます。

(議会広報の充実)

第6条 議会は、町民が議会と町政に関心が持てるよう、広報誌の発行、インターネットの利用その他の方法により、広報の充実に努めるものとする。

2 議会は、広報機能の充実を図るため、議員で構成する議会だより編集委員会を設置する。

【解説】

1 議会広報は、ますます重要になっています。おんじゅく議会だより、町議会会議録、町議会ホームページ等を活用し、議会に関する情報を発信していくとともに、創意工夫を凝らし、多くの町民が議会及び町政に関心を持つように、また情報を共有できるように努めることを定めています。

2 おんじゅく議会だよりを編集する組織として、議会だより編集委員会を設置して、広報機能の充実を図ることを定めています。

第4章 議会と町長等との関係

(議会と町長等との関係)

第7条 議会は、町長その他の執行機関(以下「町長等」という。)と常に緊張関係を保持し、町民の視点で町長等の事務執行を監視し評価するとともに、政策提案等を行うものとする。

【解説】

本町をはじめ自治体は、二元代表制による首長と議会が、ともに町民を代表し、常に緊張関係を保持することにより、お互いの専行を抑制する体制をとっていますが、その目的は、町民福祉の向上のために、町民の視点で町長等の事務執行を監視・評価することにとどまらず、積極的に政策提言等を行っていくことを定めるものです。

(重要な政策案に対する説明要求)

第8条 議会は、町長等が提案する重要な政策について、その政策の理解を高めるため、町長等に対し次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

- (1) 政策を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 町民参画の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用
- (7) 他の自治体の類似する政策との比較検討

2 議会は、町長等から重要な政策提案を受けたときは、立案、執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【解説】

- 1 議会は、重要な政策の意思決定において、執行後も想定しながら、理解を高め、政策形成過程を論点として審議を行うため、7項目にわたる資料の提出を求めることができることを定めています。
- 2 議会は、町長等から提供された資料をもとに、立案、執行における論点及び争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議を行うよう努めることを定めています。

(予算及び決算における説明及び資料の要求)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明及び資料の作成を町長等に求めることができる。

【解説】

議会は、予算や決算を審議する場合、審議内容が充実するように、議員や町民に分かりやすいように施策別又は事業別の説明及び資料の作成を町長等に求めることができることを定めています。

(質疑応答の形式)

第 10 条 議会の会議における議員と町長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

2 本会議及び委員会に出席した町長等は、議員からの質問及び質疑(以下「質問等」という。)を受けたときは、その論点を整理するため、答弁に必要な範囲で、議長又は委員長の許可を得て、当該議員に対し質問等の主旨等を確認することができる。

【解説】

- 1 議会の会議において、議員と町長等との質疑応答は、町政における論点及び争点を明確にするために、一問一答方式で行うことができることを定めています。
- 2 現在、議会では町長等から議員へ質問をする規定がありませんが、議員からの質問等の内容が不明確な場合も考えられます。そこで、町長等が議員の質問主旨や意図を確認し、論点をはっきりさせるための質問を、議長又は委員長等の許可を得てできることを定めています。

【用語】

※ 「一問一答方式」とは、議員と町長等との質疑応答の際、論点を分かりやすくするため、まず一つ質問を行い、その答弁が完結してから次の項目の質問に移るといった質問と答弁の行い方のことです。

第5章 議員間の自由討議

(議員間討議)

第11条 議員は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員間における自由な討議に努めるものとする。

2 議員は、議員相互における討議を通じて合意形成に努め、町政に関する重要な政策及び課題に対して、政策立案、政策提言等を行うものとする。

3 定例会の無い月に議員協議会を開催し、議員相互の自由な討議を行うものとする。

【解説】

- 1 議会は、言葉で意思や意見を表明し、議論によって物事を決める場であることから、議員は、議員同士の自由な討議が重要であることを十分に認識し、議員間討議を中心とした会議等の運営に努めることを定めています。
- 2 議員は、町政に関する重要な政策及び課題に対して、執行機関からの説明や質疑応答だけでなく、議員同士の自由な討議が重要であるとの認識から、議員間討議を中心とした会議等の運営を図り、議論を尽くした上で合意形成に努めることを定めています。
- 3 議会は、定例会が無い月に議員協議会を開催して、町政に関する政策や課題等について議員相互の自由な討議を行うことを定めています。
- 4 重要な政策や課題は、全員協議会を開催し、協議することができます。

第6章 議会の組織と運営

(議長及び副議長)

第12条 議長は、議会を代表し、議会の秩序保持、議事の整理及び議会の事務を統理し、公平公正な議会運営に努めなければならない。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。

【解説】

- 1 議会が本条例に規定するさまざまな改革方策を実践し、その責任を果たしていく上で、議場の秩序を守り、議事を整理し、議会の事務をつかさどる議長の役割はより重要となります。
議長は、地方自治法上、①議場の秩序保持権（地方自治法第129条、第130条）、②議事整理権（地方自治法第104条等）、③議会の事務の統理権（地方自治法第123条、第138条）、④裁決権（地方自治法第116条）、⑤代表権（地方自治法第104条）、⑥臨時会招集請求権（地方自治法第101条）、⑦委員会への出席発言権（地方自治法第105条）について権限を与えられていますが、ここでは、公平公正な議会運営に努めることを定めています。
- 2 副議長は、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときに、議長の職務を行う職務上の責務について定めています。（地方自治法第106条）

(委員会の適切な運営)

第 13 条 議会は、行政課題等に適正に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし、委員会の適切な活用に努めるものとする。

2 議会は、委員会の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用するものとする。

3 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、町民に分かりやすい議論を行うように努めるものとする。

【解説】

1 委員会は、複雑化・専門化する行政課題等に対応するために、本会議よりも少数の議員によって、本会議だけでは対応しきれない多数の議案を能率的、専門的に審議するために設置されるものです。(地方自治法第 109 条)

委員会の専門性と特性を活かして、多様な行政課題等に迅速かつ的確に対応するために、委員会において、充実した審査を図っていくことを定めています。

2 公聴会制度や参考人制度を積極的に活用することで、識見のある第三者の意見等を求めることなどができることを定めています。(地方自治法第 115 条の 2)

3 委員会の審査に当たって、町民への情報公開を進めるため、資料等を積極的に公開するとともに、町民に対して分かりやすい議論を行うように努めることを定めています。

(会派)

第 14 条 議員は、議会活動を行うため、同一の目的、理念を共有する政策集団(以下この条において「会派」という。)を結成することができる。

2 会派は、議会の政策形成に資するための調査研究に努めるとともに、必要に応じて会派間での調整を行い合意形成に努めるものとする。

【解説】

1 会派は、政策に関する調査研究などを通じて、議会の審議の充実に資するだけでなく、会派間の調整によって円滑な議会運営に資するという側面もあり、議会において重要な役割を果たしています。そのため、政策を中心とした同一の目的や理念を共有する議員が集まって議論を深めていくために、会派を結成することができることを定めています。

2 会派の役割として、議会の政策形成に資するための調査研究に努めるとともに、必要に応じて会派間で調整を行うことで、議会の合意形成に努めることを定めています。

(議員研修の充実)

- 第 15 条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。
- 2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

【解説】

- 1 議会は、この条例の理念を議員に浸透させ、実現するための研修を、一般選挙を経た任期開始後に、速やかに行うことを定めるものです。
- 2 議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上のため、議員研修での幅広い分野の専門家を招いたり、先進地を視察するなど、議員研修の充実強化に努めることを定めています。

(政務活動費)

- 第 16 条 政務活動費は、議員が政策立案及び提言を行うための調査及び研究その他活動に資するため交付されるものであることを認識し、御宿町議会政務活動費の交付に関する条例(平成 24 年条例第 18 号。以下この条において「政務活動費条例」という。)に定めるところにより適正に執行しなければならない。
- 2 政務活動費の収支報告書は、公表するものとする。
- 3 議会は、政務活動費条例の改正に当たっては、議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分に検討するものとする。

【解説】

- 1 政務活動費は、議員が政策立案や提言を行えるよう、調査及び研究等の経費に充てるため、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項まで及び政務活動費条例に定めるところより、適正に執行することを定めるものです。
- 2 議員は、政務活動費の収支報告については、透明性の観点から公表することを定めています。
- 3 議会は、政務活動費条例の改正に当たっては、行財政改革の側面だけでなく、本町が抱える課題や議会の役割、活動状況を踏まえて、総合的な見地から、十分に検討することを定めています。

第7章 議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養い、行動しなければならない。

【解説】

議員は、町民の代表者としての高い倫理観が求められていることから、議員としての自覚と良心、責任感を持って、議員の品位を保ちながら、議員としての影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動することを定めています。

(議員定数)

第18条 議員の定数は、御宿町議会議員定数条例(昭和41年条例第85号。以下この条において「議員定数条例」という。)で定める。

- 2 議員定数条例の改正案は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条に規定する直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。
- 3 前項に規定する改正案を提出する場合は、町政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、町民の意見を参考とし検討するものとする。

【解説】

- 1 議会を構成する議員の定数については、平成23年の地方自治法の一部改正により、人口段階別の上限数に係る制限が廃止され、地方自治体の条例で自由に定数を定めることができるようになりました。

本町の議員定数は、議員定数条例で定められており、現在10人です。

- 2 議員定数の改正に当たっては、地方自治法に基づく直接請求による場合及び町長が提案する場合によるほかは、委員会又は議員が明確な改正理由を付して、議案を提出することを定めています。
- 3 議員定数を改正する場合は、行政改革の視点及び他町村との比較だけでなく、町政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、町民の意見等が反映できるよう、多方面から検討を行って、改正することを定めるものです。

(議員報酬)

- 第 19 条 議員の報酬は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 30 年条例第 50 号。以下この条において「議員報酬条例」という。)で定める。
- 2 議員報酬条例の改正案は、地方自治法第 74 条に規定する直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提出するものとする。
 - 3 前項に規定する改正案を提出する場合は、行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、町民の意見を参考とし検討するものとする。

【解説】

- 1 議員報酬は、「町民の負託に応える議員活動の対価であること」を再確認するとともに、経済情勢や町の財政状況等を考慮しつつ、議員の活動状況を反映した額を、条例で定めるものです。
- 2 議員報酬の改正に当たっては、地方自治法に基づく直接請求による場合及び町長が提案する場合によるほかは、委員会又は議員が明確な改正理由を付して、議案を提出することを定めています。
- 3 議員報酬を改正する場合は、議員定数の改正と同様に、多方面から検討を行って改正することを定めるものです。

第 8 章 議会事務局等の体制整備

(議会事務局)

- 第 20 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。

【解説】

議員の政策形成及び立案機能を高めるためには、議会の活動を補佐する議会事務局の役割もまた重要となるため、議会事務局の調査・法務機能を充実させることで、議会の機能の強化に努めることを定めています。(地方自治法第 138 条)

第9章 条例の位置付けと見直し手続き

(条例の位置付け)

第21条 この条例は、議会運営の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等の制定や改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

【解説】

本条例は、御宿町議会とその議員がそれぞれ担うべき役割といった議会に関する基本的事項を定める条例であるため、本条例の重要性を踏まえ、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、本条例との整合を図らなければならないことを明記しています。

(条例の検証及び見直し手続き)

第22条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうか議会運営委員会において適宜検証し、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

議会は、本条例が施行された後も、町民の意見や社会情勢の変化、町民福祉の向上など、様々な観点から、議会運営委員会において、本条例の目的が達成されているかどうか評価と検証を実施し、制度の改善の必要があると認めるときは、適切な措置を講じていくことを明記しています。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(御宿町議会委員会条例の一部改正)

2 御宿町議会委員会条例（平成 10 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」を「、原則として公開する。」に改める。

(御宿町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

3 御宿町議会政務活動費の交付に関する条例（平成 24 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 2 項中「御宿町情報公開条例（平成 12 年条例第 29 号）第 5 条に規定する者は」を「何人も」に改める。

【解説】

1 この条例は、公布の日、令和 5 年 9 月 5 日から施行します。

2 本則第 4 条第 2 項において、「委員会(常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会)を原則として公開する」としていることから、御宿町議会委員会条例第 17 条第 1 項中「議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。」を「原則として公開する。」に改めるものです。

3 本則第 16 条第 2 項において、「政務活動費の収支報告書は、公表する」としていることから、御宿町議会政務活動費の交付に関する条例第 14 条第 2 項中「御宿町情報公開条例第 5 条に規定する者は」を「何人も」に改めるものです。